

【 11 】

氏名	石尾芳久
	いし お よし ひさ
学位の種類	法学博士
学位記番号	論法博第16号
学位授与の日付	昭和42年5月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	海南政典・海南律例の研究

論文調査委員 (主査) 教授 上山安敏 教授 平場安治 教授 杉村敏正

論文内容の要旨

この論文は、幕末に土佐藩の吉田東洋が編纂した「海南政典」並びに「海南律例」を、主として官僚制の視角から考察したものである。

全7編から成り、その第1編は、「海南政典」・「海南律例」編纂以前に、その原型となった東洋の諸意見書の分析を通じて、彼が合理的な官僚制の構想を有しており、それはヨーロッパの法思想について理解を示しながらも、体系的には伝統的な中国の法思想に依拠したものであったことを確定して、第2編以下の両法典考察への序論としている。

第2編では、両法典の編纂並びにその施行の過程を検討し、これらの両法典の編纂は公的編纂事業として開始されながらも、全体として草案作成の段階にとどまり、編纂は完了するに至らなかったこと、しかし「海南政典」は、その「職守」の部分のみが編纂の完了にさきだって施行されたという結論を出している。

第3編では、「海南政典」に認められる合理的な官僚制的改革の特色について述べ、明治維新前夜に幕府・諸藩においてだされた近代国制への構想の中で、「海南政典」の構想が極めて組織的かつ体系的な点で独自の意義を有していることを強調している。すなわち、格式制度の重要な改革を行なって寵臣体制への依存を廃し、かつ人材登用の途を開き、さらに官職体系を「内朝官」と「外朝官」の二組織に分って、家政機関と官庁組織の峻別を行ない、それと同時に考課法を規定し、人事行政の強化を図っているとする。続く第4編では、「海南政典」の町村自治制、戸籍、兵制に関する規定に考察を向け、伝統的名望家である庄屋層に対する官僚制の規制を強め、戸籍を通じて兵籍を掌握し、さらに「励精治生業者」を把握するというように、軍事経済の面からの絶対主義的政策の強化を図っている、としている。

第5編では、土佐藩のかかる官僚制的改革の社会経済的諸基盤を考察の対象にしており、土佐の郷土層と家中武士団の緊張関係に対する藩の権力政策的立場からする郷土層の活用の必要性、さらに国産問屋＝特権商人の独占的専売制から、小企業者階層保護を主眼とする新しい藩専売制の確立と、統一的徴税機関

の整備による新租税体系確立の必要性が、その支えとなったことを指摘している。

第6編では、「海南政典」の官僚制的改革の構想の思想史的系譜をたどり、本政典が中国の周礼の理念に多く影響を受けていることから推測できるように、古学派の思想体系に依拠しており、とりわけ、荻生徂来、大宰春台の論著、中でもとくに春台の「経済録」に深く導かれている、としている。

第7編では、「海南政典」に対してより未完のままに終わった「海南律例草藁」に関して論じ、諸本を比較校勘しつつ、「律例」に関しては、吉田東洋の手になる「海南律例草藁」と、彼の横死後彼の遺志をついで編纂された「海南律令草案」と、さらにその後に編纂された「高知藩律例」の三つに分つことができ、さらに三者の比較検討の結果、「海南律令」において、東洋暗殺後の不穏な社会情勢に対応して、「海南律例草藁」の中に内在する官僚制的改革に破綻をきたしており、その後の「高知藩律例」に至って反動体制への傾斜が顕著になったことを指摘している。

論文審査の結果の要旨

「海南政典」・「海南律例」に関しては、すでに若干の先学の士による論考があるが、未だ充分とはいえなかった。ところが、この論文は諸本を校合、吟味した上で、この法典の成立過程を克明に跡づけ、さらに当時の思想史的・社会経済史的背景を考察の対象に入れながら、その法典の構造的な性格を浮彫りにしている。この論文の価値は、たんに「海南政典」・「海南律例」の史料の緻密な整理考証による制度的解明にとどまるのみでない。わが国の学界において未だ十分歟の入れられていない、幕末期における国制史の分野に、とくに日本の官僚制の原種の発見に鋭い照明をあてた本業績は極めてすぐれたものといわねばならない。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。